

加茂市農地等利用最適化推進施策等に関する 意見書

令和 7 年 11 月
加茂市農業委員会

加茂市農地等利用最適化推進施策等に関する意見書

貴職におかれましては、日頃より本市の農業・農村振興にご尽力をいただいていることに敬意を表しますとともに、農業委員会の運営に対して格別のご理解・ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、ご承知のとおり、令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正により、農地の集積・集約を目的とした地域計画が令和7年3月に策定され、毎年の見直しにより、精度を高めていかなければなりません。また、令和6年6月に食料・農業・農村基本法が改正され農振法等の改正など、農政が大きな転換期を迎えており、我々もこれに適応できるような体制を整えていく必要があります。そして、異常気象や円安などの影響等により、米や野菜等の価格が極端に高騰するなど社会問題となっていますが、これまで、農業者がおきぎりにってきた過去を考えると、国民が農業に注目し、農業のことを考えるきっかけになっていただけれどと考えています。

このような状況の中で、本市農業が、今後、持続的に発展していくためには、農業者が将来を見据え希望の持てる経営環境を整備することが重要であると考えますが、農業者の自助努力だけでは難しく、行政の施策による支援が必要です。

農業経営の安定や充実に有効な施策の実行で、農業者の所得の向上に繋げ、農業の魅力を高めることにより、経営規模拡大や後継者の確保、新たな農業者の参入による担い手の確保が見込め、農地等の利用の最適化が進展していくものと考えます。

つきましては、財政状況等が厳しい状態であることは重々承知しておりますが、当市農業の振興・発展のため、農業者が生産意欲を持ち、安心して農業経営を継続していくための施策の展開について特段のご配慮とご尽力をいただきたく、農業者の代表として、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見書を提出いたします。

令和7年11月18日

加茂市長 藤田 明美 様

加茂市農業委員会会長 加茂 重夫

1. 果樹農家の経営安定に対する支援について

加茂市の特産物である桃、日本なしについては、春先の雹やあられによる被害、夏の猛暑等により品質が低下しており、出荷量が4割ほど減っております。併せてル レクチエについては、依然として褐色斑点病の発生が続いていることにより、出荷量が昨年よりさらに減る見込みです。このままでは、果樹農家が経営を続けることは大変厳しい状況になっております。つきましては、改植に対する補助や減収に対し支援する施策の実施をお願いいたします。

2. 米価の安定と農業所得の確保について

令和6年夏から高騰を始めた米価は、依然として、高い価格となっていますが、あまりに高騰した価格については、消費離れにつながるのではと危惧します。今後、農業経営者、米の集荷業者、卸業者、小売業者、そして消費者を含めた関係者が納得いくような価格形成の仕組みが適正な形で構築されることを期待しています。また、近年常態化しつつある、異常気象による収量の低下や品質の低下による減収に対して、農業経営者が、営農意欲を維持し、安心して農業経営に携われるよう支援する施策の実施をお願いいたします。

3. 担い手の確保と経営安定のための支援について

農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進む中においては、地域農業を支える担い手の確保が重要です。米価の高騰や、担い手不足が社会問題化してきたことが報道されることにより、農業の重要性と課題が注目されています。この社会情勢を追い風に、新規就農者が増えることを期待しています。そのためには、新規就農者でも他産業並みに所得を確保でき、希望をもって就農できるような環境づくりが必要です。今後、新規就農者への様々な手厚い支援と、農業経営が軌道に乗るまでの所得確保に対する支援策をお願いします。また、近年、生産資材や農業機械が高騰しており、農業経営を圧迫している状況の中で、経営の安定化のため規模拡大や複合化に取り組む農家をはじめ、経営の継続の意向を持つ農業者や農業で生計を立てる志を抱き新たに農業に参入する者が、安定的かつ持続的に経営を行っていくことができるよう、施設整備や機械の導入・更新を後押しする施策の実施及び既存の農機具補助制度の補助割合の引き上げや事業費の上限の見直しをお願いいたします。

4. 所得向上、魅力的な農業経営の展開のための支援について

農業従事者を確保し、優良な農地を維持するためには、所得を向上させ農業の魅力を高めることが必要です。既存の農作物のブランド化、販路拡大、新たな地域の特産物となる農作物の栽培等、県、農業関係団体をはじめ、商工業団体との連携を強化し、地域で一体となる取組を展開いただくようお願いいたします。

5. 遊休農地の発生・防止対策の充実について

農業者の高齢化や減少に伴い、耕作条件の悪い地域や有害鳥獣被害の多い地域では、遊休農地の発生・増加が懸念されます。農業委員会では、遊休農地が増加しないように、所有者等に貸付や保全管理等を指導していますが、農地の地勢や所有者等の諸事情により遊休化の発生・防止は農業委員会の活動だけでは、難しい状況となってきています。耕作が行われている農地の周囲で遊休農地が発生する場合は、耕作に支障を生じないようにする必要があります。そのため、鳥獣害対策の拡充、小区画、不整形地での区画整備事業の実施及び既存施設の更新整備、並びに遊休農地の解消や農地の機能を維持するための費用に対する支援措置をお願いいたします。また、猛暑等による渇水対策のため、老朽化したため池・農業用排水路等の修繕をお願いいたします。併せて下条地区におけるほ場整備につきまして、特段のご支援をお願いいたします。

6. 環境に配慮した生産への支援について

当市農業の主要作物である米と果物の生産過程で生じるもみ殻や剪定枝は、規模拡大に伴い増加しています。営農を行う地域周辺の住民からの苦情や近年の自然環境配慮への意識の高まりから、もみ殻などの焼却処分が困難となっており、対応に苦慮している農業者が増えています。農業者の負担軽減のため、また、環境と調和を図った生産を可能とするため、もみ殻散布機や剪定枝の処分機械及び施設の導入費用に対する支援や堆肥化等による処理施設等の設置について検討いただくようお願いいたします。

7. 事務局の体制強化について

農業委員会等に関する法律の改正により、農地利用の最適化業務が必須業務に位置付けられるなど、農業委員会業務は増加、複雑化しています。今後は、令和7年3月に策定された「地域計画」を毎年の見直しにより、精度を高めていかなければなりません。また、農地の貸借については、令和7年度より農業経営基盤強化促進法による相対での貸借が廃止され、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を通した貸借に変わり、事務量が増大しました。

つきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が地域において、農地利用の最適化活動を円滑に行えるように、その資質向上を図るための予算措置及び委員会業務を適正かつ円滑に行うための、人材の確保と適正な人員の配置による事務局体制の強化をお願いいたします。